

令和7年度
「岸和田ブランド」 募集案内

1. 岸和田ブランドとは

「岸和田らしさ」を備えた優れた産品を「岸和田ブランド」として認定し、情報発信や、販売促進を推進するとともに、岸和田市の知名度向上を図り、地域経済の活性化に資することを目的とします。

2. 募集期間

令和7年5月7日（水）～ 令和7年5月30日（金）17時30分まで（必着）
※土日祝除く

3. 募集方法

所定の様式に必要事項を記入のうえ、岸和田市魅力創造部産業政策課・岸和田商工会議所まで郵送（必着）で送付、またはご持参ください。

4. 提出書類・注意事項

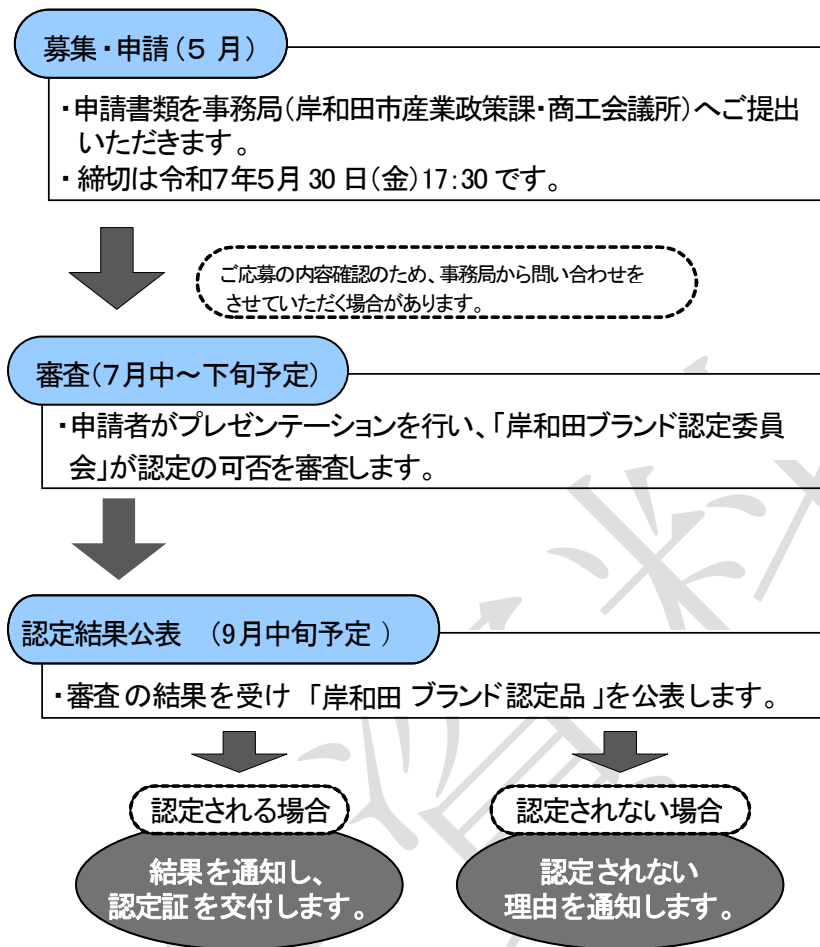
【提出資料】

- ・ 岸和田ブランド認定申請書
- ・ 申請者が個人である場合
住民票の写し
- ・ 申請者が法人その他の団体である場合
定款、寄付行為その他これらに準ずるもの
法人にあっては、当該法人の登記事項証明書または登記簿謄本
- ・ その他（該当する場合）
食品衛生許可証の写し
食品衛生検査報告書の写し
原産地証明書の写し
加入PL保険証書の写し
保健所証明書（食品衛生監視票）の写し
その他認定基準に適合する旨を説明する書類（パンフレット等）

【注意事項】

- ・ ご提出された認定申請書に記入されている内容を基に審査しますので、申請書の内容はできるだけ詳しくご記入ください。
- ・ 審査にあたって、原則として、申請サンプルを提出していただきます。詳細については、応募書類受領後に連絡いたします。
- ・ 応募書類及び申請サンプルは、原則として返却いたしません。
- ・ 応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありません。

5. 応募から認定品発表までの流れ



6. 認定対象

岸和田ブランドの認定の対象となるものは、岸和田市内で生産・製造(調理をのぞく)・加工された食品・工業製品(最終消費財)とします。また、1申請者が一度に申請できる製品は1品目とします。

食品の場合は、前項のほか、日本農林規格に規定される製品については、当該規格に沿った製造・生産、並びに表示基準が満たされていることが必要です。

食品以外の場合は、前項のほか、各々の製品に関する関係法令や安心・安全に関する基準を満たし、PL法対象製品についてはPL保険に加入していることが必要です。

7. 申請要件

岸和田ブランドの認定の申請を行うことができる資格のある者は、次の各号の全てに該当するものとします。

- ① 認定の対象となる製品を取り扱う者であって、本店または事業所が岸和田市内にある事業者及び団体であること。
- ② 品質管理・商品管理について、自主的もしくは第三者による管理の体制が確立されていること。
- ③ 責任者、責任の所在が明確であり、消費者からの苦情や要望等に対する処理体制が確立されていること。

8. 認定基準

認定要件のうち、4項目以上を満たすものを、岸和田ブランドとして認定します。

項目	評価の視点
1. 岸和田らしさ	・岸和田で生まれた産品である ・岸和田に関する史料に記述がある ・岸和田にちなんだ伝承をもつ ・岸和田独自の文化との関係性が深い ・岸和田で長く活動している
2. 技術力・アイデア力	・伝統的に受け継がれた技術をもつ ・高度な技術、先進的な技術をもつ ・容易に模倣できない技術をもつ ・独創的なアイデアに基づく製品である
3. 生産過程	・（農産物等）岸和田以外の土地での生産が難しい ・原材料の概ね2分の1以上が岸和田産である ・製造工程の概ね2分の1以上が岸和田市内で行われている
4. 品質	・品質等について、業界団体等の基準を満たしている ・その他味、外観、機能等について、高い品質をもっていると認められる
5. 供給力・将来性	・流通経路を確保し、市場に出回っている ・店舗において継続的な販売を行っている ・将来的な安定供給の目途が立っている

9. 認定について

岸和田ブランドの認定は、事業者等からの申請を受け、岸和田ブランド認定委員会（岸和田市長他外部団体で構成）が申請要件を満たしているかを審査し、認定の可否を判断します。なお、審査にあたり、申請者には認定委員会でのプレゼンテーションを実施していただきます。

10. 審査結果について

申請を受けた産品等が認定基準に適合すると認めるときは、「岸和田ブランド」認定品として認定し、認定証を交付するとともに、認定品及び認定品の取扱者を公表します。認定の有効期間は、委員会が特に定めるものを除き、認定を受けた日から3か年とします。

なお、申請を受けた産品等が認定基準に適合すると認められない場合は、その理由を付して通知します。

11. 認定されたら

認定品の取扱者は、認定品の容器包装、啓発用品等に認定品であることを表示する（「岸和田ブランド」の名称及びロゴマークを使用する）ことができます。

また、「岸和田ブランド販売戦略会議」が認定品の販売促進を図るための支援事業に参加することができます。

12. 認定の取り消し

岸和田ブランド認定委員会は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができます。

- ① 認定品が認定基準に適合しなくなったと認められるとき
- ② 虚偽の申請により認定を受けたとき
- ③ 認定品の生産、製造もしくは販売を中止、または廃止したとき
- ④ その他、岸和田ブランドの信頼を著しく損なう行為があったとき

また、岸和田ブランド認定委員会が前項の認定の取り消しを行ったときは、取り消しの対象となる認定品及び認定品の取扱者を公表することができます。

13. 受付窓口・問い合わせ先

岸和田市 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当 陣川・林（別館4階）
〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 （受付時間：平日9：00～17：30）
TEL：072-423-9485 FAX：072-423-6925
Eメール：sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

岸和田商工会議所
〒596-0045 岸和田市別所町3丁目13番26号 （受付時間：平日9：00～17：00）
TEL：072-439-5023 FAX：072-436-3030